

愛知県プロフェッショナル人材戦略拠点事業 常勤雇用人材ビジネス事業者登録要領

(平成 27 年 11 月 16 日制定)

[沿革] 平成 28 年 12 月 15 日、令和 2 年 4 月 1 日改正、令和 5 年 4 月 1 日改正

(目的)

第 1 条 公益財団法人あいち産業振興機構（以下「機構」という。）が愛知県から委託を受けて実施するプロフェッショナル人材戦略拠点運営委託事業において、県内中小企業等のプロフェッショナル人材の求人ニーズに対し、常勤雇用の人材のマッチングを行う有料職業紹介事業者（以下「人材ビジネス事業者」という。）の登録について定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるとおりである。

- (1) プロフェッショナル人材とは、新たな商品・サービスの開発、その販売の開拓や、個々のサービスの生産性向上など具体的な取組を通じて、企業の成長戦略を具現化していく人材をいう。
- (2) プロフェッショナル人材戦略拠点とは、県内の中小企業等に「攻めの経営」のマインドを植え付ける旗振り役となり、プロフェッショナル人材に対するニーズを明確化していくと同時に県内における様々なニーズの顕在化に取り組む関係者を積極的にコーディネートする拠点をいう。

(登録の基準)

第 3 条 登録事業者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号。以下「法」という。）第 30 条に規定する 有料職業紹介事業の許可を受けていること。
- (2) 愛知県の指名競争入札参加資格を有していること。
- (3) 愛知県以外の都市部在住のプロフェッショナル人材に関する求職の取扱いが可能であること。
- (4) プロフェッショナル人材に関するマッチング実績を有していること。
- (5) 愛知県内の中小企業等の求人登録の実績を有していること。

(登録申請)

第 4 条 登録する人材ビジネス事業者（以下「登録事業者」という。）は、人材ビジネス事業者登録申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて機構の理事長に提出するものとする。なお、登録総数は愛知県と協議のうえ理事長が決定する。

- (1) 有料職業紹介事業許可証の写し
- (2) 有料職業紹介事業者の概要が分かるもの
- (3) プロフェッショナル人材の登録状況及びマッチング状況が分かるもの
- (4) 都市部在住の人材に関する有料職業紹介の実施状況及び愛知県プロフェッショナル人材戦略事業に対する今後の取組方針が分かるもの
- (5) 個人情報の管理に関するもの
- (6) その他理事長が必要と認める書類

2 登録の期間は、理事長が指定する日から当該年度末までとする。なお、登録期間内に更新の申請をしようとする事業者は、前項第 2 号、第 5 号及び第 6 号に掲げる書類を省略することができる。

(登録事業者の責務)

第5条 登録事業者の責務は次のとおりとする。

- (1) 愛知県プロフェッショナル人材戦略拠点（以下「拠点」という。）と連携し、県内中小企業が必要とする人材ニーズとプロフェッショナル人材の紹介・マッチング等を行うこと。
- (2) この事業で設置する愛知県プロフェッショナル人材戦略協議会に参画すること。
- (3) プロフェッショナル人材に関する職業紹介の状況について、所定の求人情報管理システムに随時入力すること。また、プロフェッショナル人材とのマッチング契約が成約した場合は速やかに報告すること。
- (4) 業務内容並びに登録に関すること等について機構及び拠点より問い合わせ等があった場合は速やかに対応すること。
- (5) 業務の進捗状況、人材ビジネス事業者の選定に係るヒアリングがプロフェッショナル人材戦略マネージャー等により要請があった場合は速やかに誠意をもって対応すること。
- (6) 職業安定法上の職業紹介事業許可に関して変更の届出を行った場合、又は有効期限の更新を受けた場合は、速やかに新たな許可証の写しを提出すること。

(審査の実施)

第6条 登録に際しては、申請内容を審査の上、理事長が決定し、審査結果を登録申請者に通知するものとする。

(守秘義務)

第7条 登録事業者は、業務上知り得た情報を厳守するとともに、これを本事業の目的以外で利用してはならない。

(登録の取消)

第8条 理事長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、登録の取消しをすることができる。

- (1) 前条で規定する守秘義務に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請をしたとき。
- (3) 愛知県の指名競争入札参加資格を喪失したとき。
- (4) 正当な理由なく、第5条に定める責務を怠ったとき。
- (5) 当該事業の推進に妨害を加えたとき、あるいは根拠のない誹謗中傷を行ったとき。
- (6) 登録事業者の責めに帰すべき事由により、機構及び拠点の信用を著しく失墜させたとき。
- (7) 法第32条の9に規定する取消があったとき。
- (8) 理事長が登録事業者として適当でないと認めたとき。

2 前項の規定により登録を取り消した場合に登録事業者が被った損失については、機構及び拠点は損害賠償を行わない。

(指導監督)

第9条 理事長は、この登録に関する事項について、必要に応じて検査し、登録事業者に対して報告を求めることができるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 27 年 11 月 16 日から施行する。

附 則（平成 28 年 12 月 15 日改正）

この要領は、平成 28 年 12 月 15 日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日改正）

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 4 月 1 日改正）

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、本施行日に申請する者については、第 4 条第 2 項に規定する要件を満たしているものとして取扱うものとする。